

平成18年9月4日（月）
総務課企画財政グループ 齋藤保、小林真人
TEL：0269-87-3111（代表）内線 124
FAX：0269-87-3083 有線：20105
E-mail：kikaku_zaisei@vil.sakae.nagano.jp

平成17年度 普通会計決算財政分析

平成18年9月



栄 村

目 次

【概要編】

1	普通会計収支決算	
(1)	決算収支の状況	1
(2)	歳入・歳出の内訳	2
2	財政分析指標	
(1)	財政力指数	5
(2)	経常収支比率	6
(3)	公債費比率・公債費負担比率	7
(4)	起債制限比率	8
(5)	実質公債費比率	9
3	村債と基金の残高	
(1)	財政力指数	10
(2)	経常収支比率	10

【データ編】

1	純計の状況	(1)
2	決算収支の状況	(2)
3	財政指標	(3)
4	歳入の状況	(4)
5	自主・依存財源別歳入の状況	(7)
6	歳出の状況（性質別・目的別）	(9)
7	人件費の状況	(15)
8	物件費の状況	(16)
9	村債借入一覧表	(17)
10	村債事業別借入状況	(18)
11	村債年度別種類別借入額一覧表	(19)
12	村債現在高の内訳	(20)
13	今後の村債元利償還額の推定	(21)
14	基金残高の推移	(22)
15	公営事業会計等への繰出金の推移	(22)

普通会計とは、一般会計と特別会計(公営事業会計を除く)を一つの会計に合算したものです。ただし、合算する際に会計間の重複を相殺しているほか、一般会計内の公営事業部分を繰出処理するなど一定の調整操作を行っているため、一般会計と特別会計の単純合計とは一致しません。

本村では、一般会計、高齢者等就労センター特別会計及び村営バス事業特別会計を1つに合算して普通会計を構成し、一般会計で実施している介護サービス事業(介護保険対象者のデイサービス)については公営事業会計として扱い、普通会計から繰出処理しています。

概要編

1 普通会計収支決算

(1) 決算収支の状況

普通会計決算額 ～2年連続の歳入歳出減～

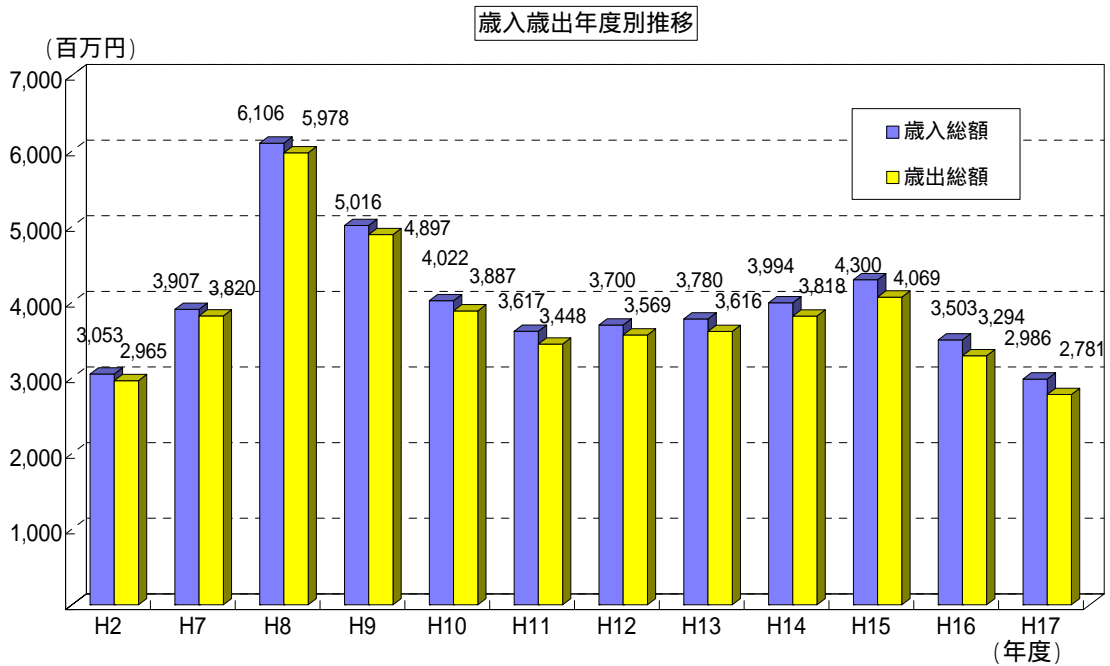
17年度の普通会計決算額は、歳入29億8,575万4千円、歳出27億8,149万3千円で、歳入・歳出とも前年度に比べ15%程度の減となり、2年続けての減少となっています。

実質収支等 ～単年度収支・実質単年度収支は赤字～

歳入歳出差引額から翌年度繰越財源（繰越明許費繰越）を控除した実質収支は1億9,123万円の黒字となりました。

しかしながら、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は1,722万5千円の赤字となり、前年度の実質収支が黒字であったことから、過去の剰余金を食いつぶしたことになります。

また、単年度収支の黒字要素である積立金等と赤字要素である積立金取崩額を精算した実質単年度収支についてもマイナス7,462万7千円となり、歳入歳出面の措置がなされなかった場合、7,500万円に及ぶ規模の赤字になっていたといえることが言えます。



普通会計決算収支

(単位:千円、%)

区分	歳入 (a)	歳出 (b)	差引 (a)-(b)=(c)	翌年度 繰越財源 (d)	実質収支 (c)-(d)=(e)	単年度 収支 (f)	積立金 (g)	積立金 取崩額 (h)	実質 単年度 収支 (f)+(g)- (h)=(i)
17年度	2,985,754	2,781,493	204,261	13,031	191,230	17,225	15,457	72,859	74,627
16年度	3,502,676	3,294,221	208,455		208,455	22,070	79	87,466	65,317

(2) 歳入・歳出の内訳

歳入状況 ～村税・国庫支出金は減、交付税等は維持～

村税は、なおも続く村内経済の低迷で対前年度比4.3%減、8年連続の減少となりました。また、国庫支出金は、大規模な補助事業が計画されていなかったことに加え、三位一体の改革によって一部の補助負担金が一般財源化されたこともあり、マイナス36.2%と大幅に減少し、特徴的となっています。

一方で、16年度に三位一体の改革により大幅に減少した地方交付税は、17、18年度の一般財源総額を確保する旨の政府・与党合意が履行されたことに加え、国の税収の回復に伴い調整額分の追加交付があったこと、さらには、「平成18年豪雪」に対応した特別交付分の増加などにより、対前年度比3.7%の増加となりました。

なお、事実上の地方交付税である臨時財政対策債は前年度比22.7%減少しましたが、この臨時財政対策債を含めた交付税等全体では、前年度比1.7%の増加となっています。

歳出状況 ～投資的経費が大幅減、ただし災害復旧は増～

〔性質別〕

全体としては、夏期の集中豪雨災害と冬期の「平成18年豪雪」の影響で、災害復旧費、維持補修費、扶助費等の支出が増大しましたが、普通建設事業費の大幅な減少が歳出全体を押し下げました。

人件費、物件費、補助費等は、前年度比で各々1.6%、8.0%、39.8%減少、公債費も14年度をピークに漸減し、前年度比では4.5%の減少となりました。

扶助費、維持補修費等は、豪雪対策の影響等で各々11.6%、58.2%増加しました。

いわゆる「公共事業」などの経費である投資的経費は、前年度比マイナス58.4%という大幅な減少となり、ここ約30年で最も低い水準となりました。

- ・普通建設事業費は、庁舎建設事業が16年度までに終了したことや、道路改良事業等が計画されていなかったことなどから、補助事業・単独事業ともに大きく減少し、前年度比68.1%のマイナスとなっています。
- ・一方、災害復旧事業費は前年度比311.3%増で、17年度歳出を特徴づけています。

歳入歳出の内訳と増減

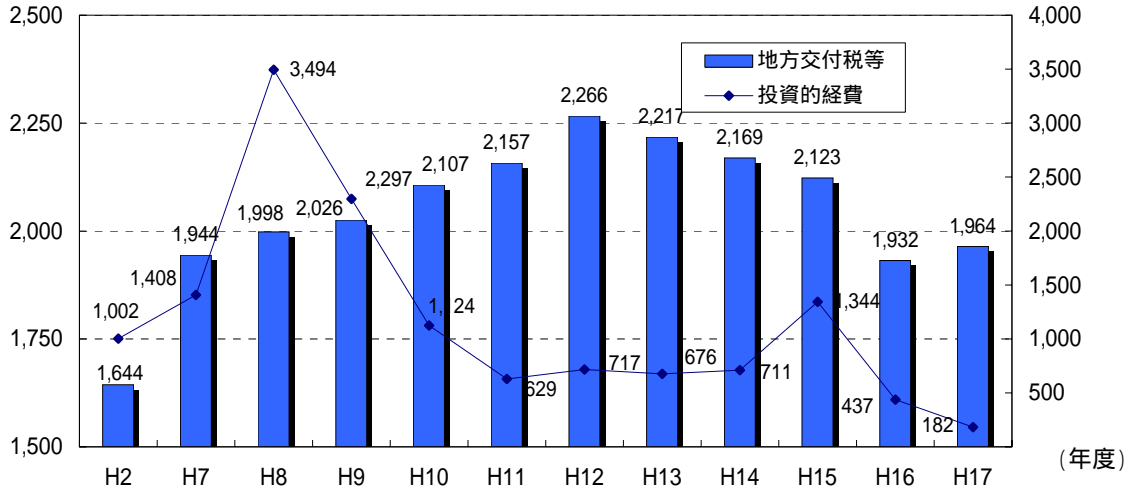
(単位:千円、%)

歳 入			歳 出 (性 質 別)		
区 分	決 算 額	対前年度比	区 分	決 算 額	対前年度比
村 税	175,227	4.3	人 件 費	663,066	1.6
地 方 譲 与 税	93,947	6.6	扶 助 費	64,783	11.6
地 方 交 付 税	1,848,119	3.7	公 債 費	800,702	4.5
国 庫 支 出 金	68,333	36.2	普 通 建 設 事 業 費	135,945	68.1
県 支 出 金	199,523	13.0	災 害 復 旧 事 業 費	45,986	311.3
地 方 債	140,900	45.0	物 件 費	311,199	8.0
うち臨時財政対策債	116,000	22.7	補 助 費 等	304,391	39.8
そ の 他	459,705	50.0	そ の 他	455,421	3.0
計	2,985,754	14.8	計	2,781,493	15.6

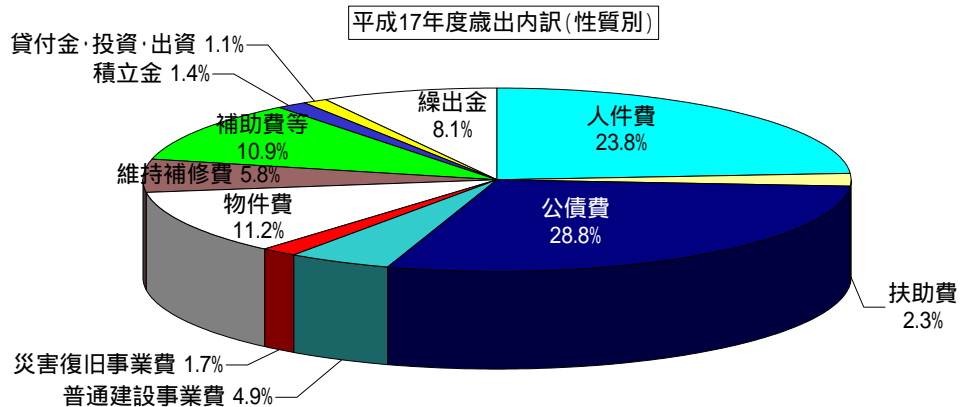
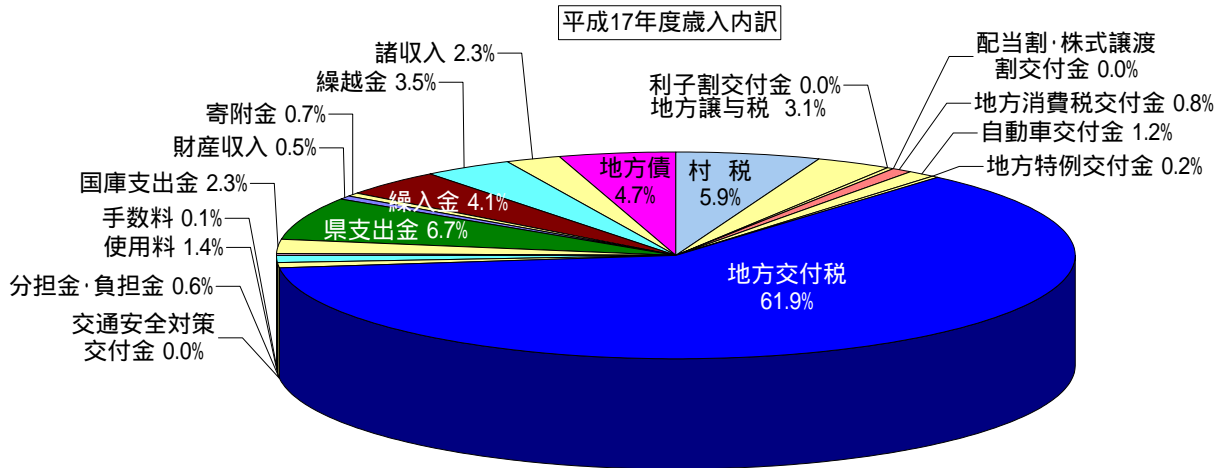
交付税等
(百万円)

地方交付税等の推移 / 投資的経費の推移

投資的経費
(百万円)



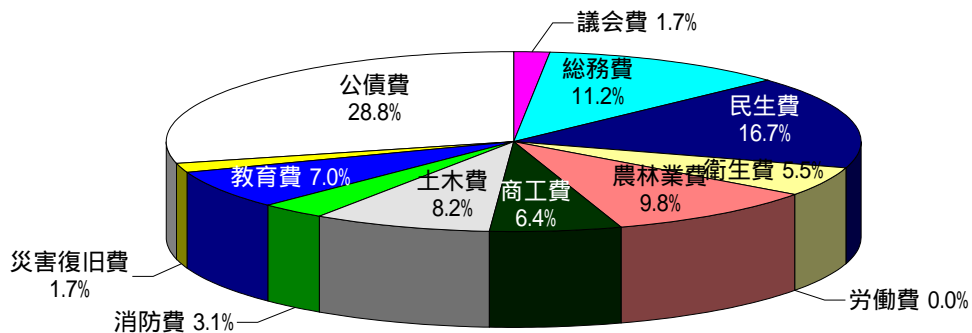
注)「地方交付税等」には臨時財政対策債を含む。



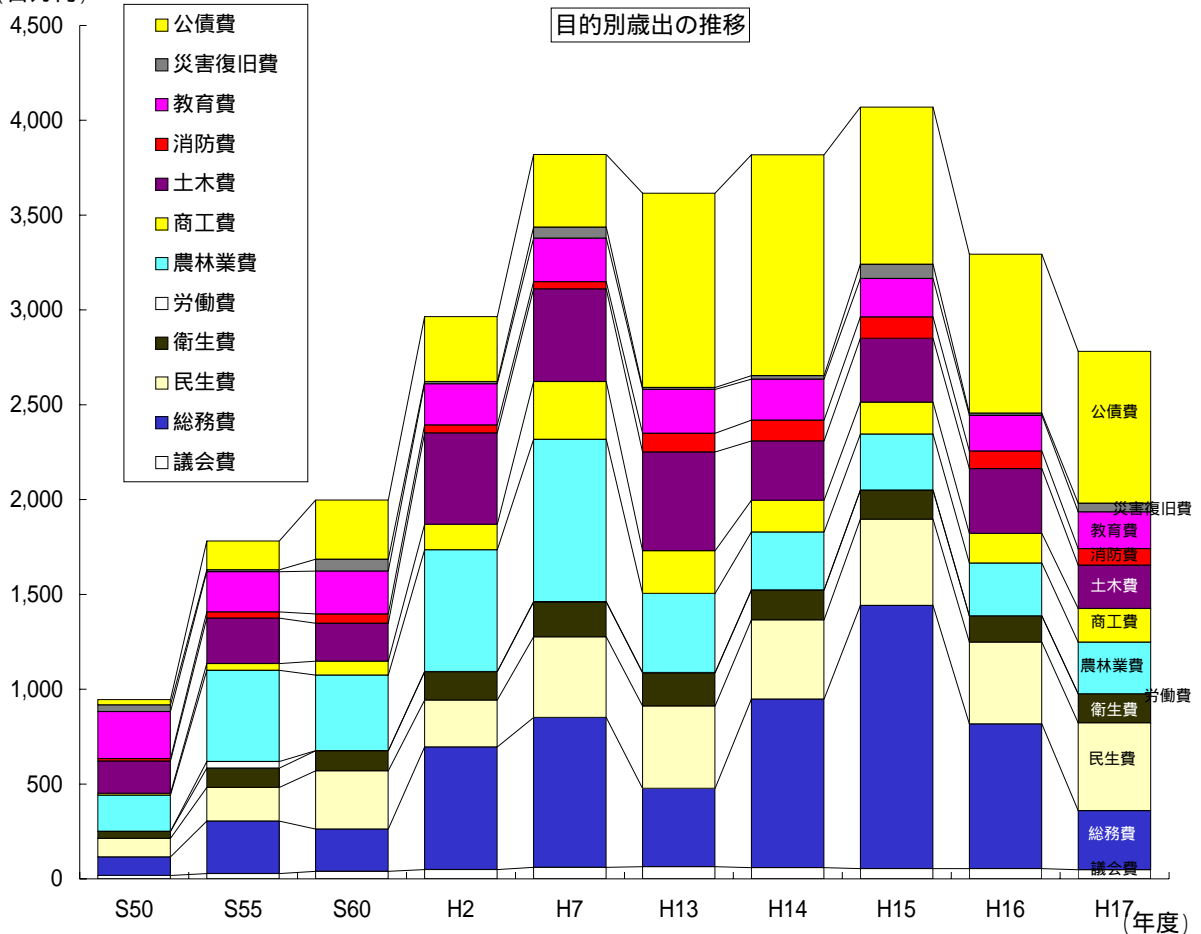
【目的別】

全体としては、総務費と土木費が大きく減少し構成比を下げ一方で、災害復旧費と民生費などが増加しました。
 総務費は、庁舎建設事業が前年度までに終了したことなどからマイナス59.2%と大きく減少、歳出の構成比も12ポイント減少しました。（16年度23.2% 17年度11.2%）
 民生費は、雪害対策経費の増加などにより前年度比で7.5%増加し、歳出の構成比では3.6ポイントの増となりました。
 災害復旧費は、性質別で見たとおり大幅に増加し、構成比では1.4%増となりました。

平成17年度歳出内訳(目的別)



(百万円)



2 財政分析指標

(1) 財政力指数

財政力指数とは

財政力指数は、地方公共団体の財政力を表わす指標で、当該団体の標準的な財政需要に占める地方税収入等の標準的な財政収入の割合について3力年の平均をとったものです。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \\ \text{の過去3力年の平均}$$

この指数が高いほど財源に余裕があると判断され、指数が1を超えると地方交付税の不交付団体となり、超過分だけ標準的水準以上の行政を行うことが可能となります。

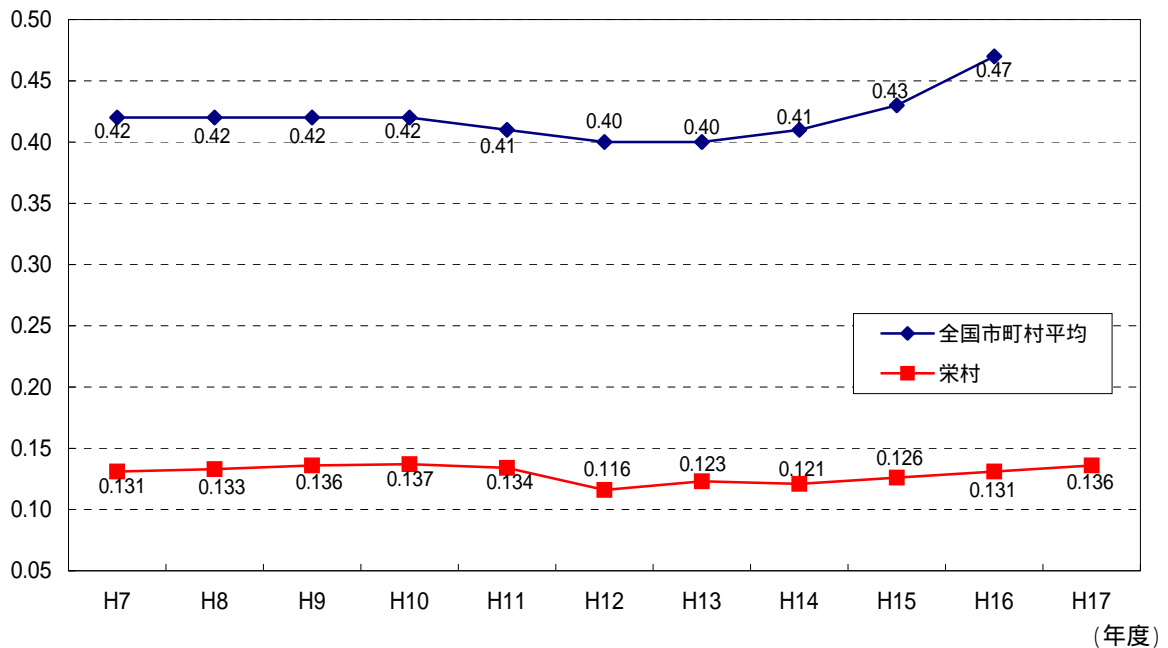
財政力指数の状況 ～依然として低い水準で推移～

本村の財政力指数はこれまで概ね0.1台前半で推移しており、17年度も同程度の0.136となっており、財政基盤が極めて脆弱であることに変わりはありません。

また、前年度よりも0.005上昇したことになりますが、景気の回復基調に伴って財政力指数が著しく改善に向かっている全国的な状況に比べると、本村は、財政力改善の勢いが非常に弱いと言わざるを得ません。

こうした状況を鑑みれば、企業誘致や新産業の創出などの税収確保によって財政基盤の強化を図ることが本村の大きな課題であると言えます。

財政力指数の推移



注)「全国市町村平均」は加重平均であり、特別区を含み一部事務組合・広域連合を含まない。

(2) 経常収支比率

経常収支比率とは

経常収支比率は、財政構造の弾力性を表わす指標で、経常的な経費に充当された一般財源が経常一般財源等に占める割合です。

$$\text{経常収支比率} = \text{経常経費充当一般財源} / \text{経常一般財源総額}$$

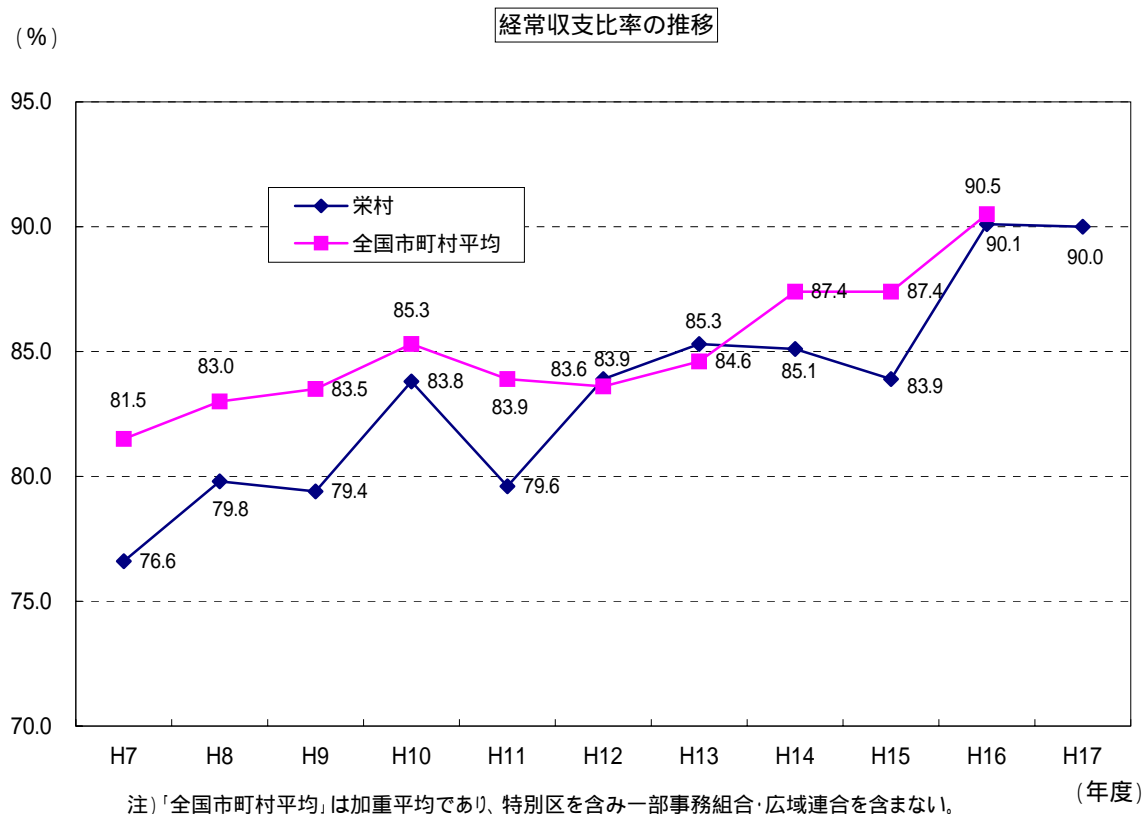
70%程度が望ましく上下5%を超えると弾力性を失いつつあると判断されます。

経常収支比率の状況 ～ 2年連続90%台、硬直化進む～

17年度の経常収支比率は90.0%で、前年度よりは0.1ポイント改善したとはいえ、2年続けて90%台となり、財政が硬直した状況にあります。

これは、経常経費充当一般財源自体は毎年減少しているにもかかわらず、三位一体の改革により16年度に地方交付税が突然大幅に削減され、17年度も、若干の増になったとはいえ低い水準が続いていることにより、経常一般財源総額が低い水準になっていることによるものです。この傾向は本村のみならず、全国的な傾向となっています。

こうした状況は今後も続くと予想されるため、交付税等一般財源総額の確保を国に引き続き要請していくことに加え、事業の見直し等により経常経費の削減に努力していく必要があります。



(3) 公債費比率・公債費負担比率

公債費比率とは

公債費比率は、公債費の負担度合いから財政構造の弾力性を判断する指標で、公債費の一般財源に占める割合を表わします。

$$\text{公債費比率} = \frac{\text{普通会計元利償還金充当一般財源} - \text{交付税措置のある元利償還金}}{\text{標準財政規模等} - \text{交付税措置のある元利償還金}}$$

10%を超えないことが望ましいとされています。

公債費負担比率とは

公債費負担比率も、公債費比率と同様に財政構造の弾力性を判断する指標の一つで、一般財源総額に占める公債費充当一般財源の割合を示すものです。

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費(一時借入金利子等含む)充当一般財源}}{\text{一般財源総額}}$$

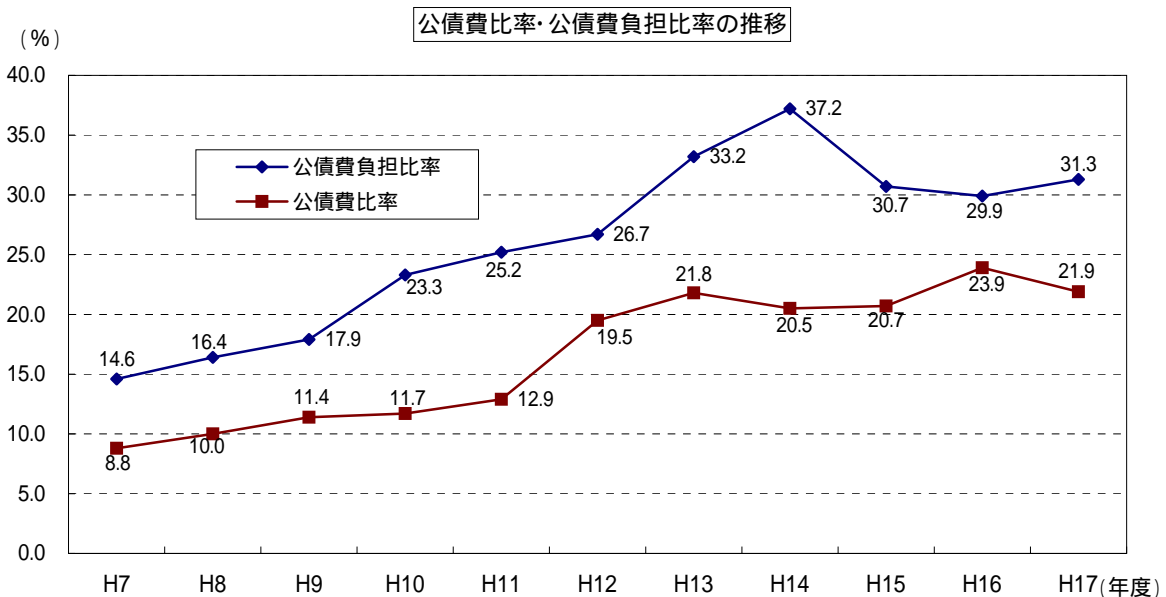
15%以下が望ましいとされ、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

公債費比率・公債費負担比率の状況 ～危険ラインで推移～

栄村の公債費比率・公債費負担比率は、これまで全体として上昇傾向にありましたが、14年度に起債の償還ピークを迎えるとともに上昇圧力が抑えられてきています。しかし、依然として高い水準で推移していることに変わりありません。

17年度の公債費比率は21.9%で、標準財政規模が微増となった反面で公債費が減少したことから、前年度より2ポイント低下しました。他方、公債費負担比率は31.3%で、公債費充当一般財源の減少を上回る割合で一般財源総額が減少したため、前年度比1.4ポイント上昇しています。

償還ピークが過ぎているとは言え、国において交付税の減額圧力が続く中においては、今後も新たな起債の抑制が必要と言えます。



注)「全国市町村平均」は加重平均であり、特別区を含み一部事務組合・広域連合を含まない。

(4) 起債制限比率

起債制限比率とは

起債制限比率は、地方債の許可制限に係る指標で、標準財政規模等（一部公債費を除く）に占める公債費充当一般財源（一部債務負担行為支出を含み、一部公債費を除く）の割合の3カ年平均値です。

$$\text{起債制限比率} = \frac{\text{普通会計元利償還金等充当一般財源} - \text{交付税措置のある元利償還金}}{\text{標準財政規模等} - \text{交付税措置のある元利償還金}} \text{の過去3カ年の平均値}$$

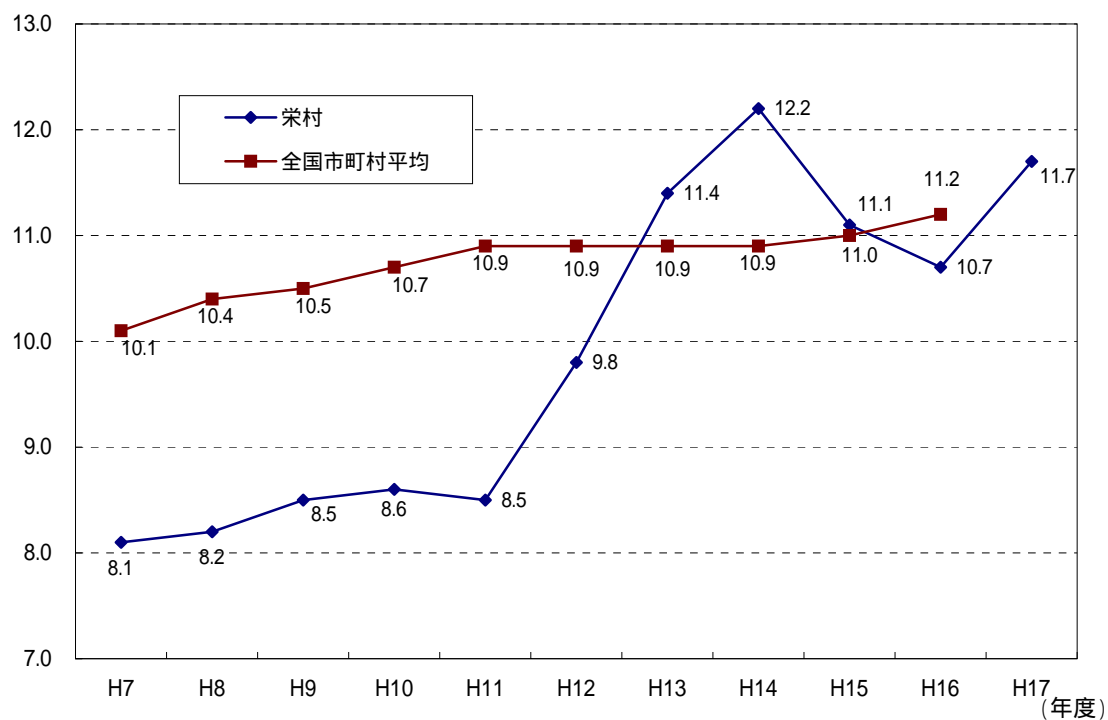
20%以上になると一定の地方債の起債が制限され、30%以上になるとさらに制限の度合いが高まります。

起債制限比率の状況 ~ やや上昇するも必ずしも高くない水準 ~

17年度の起債制限比率は11.7%で、昨年度より1ポイント上昇しました。

また、全国の市町村と比べると、平成11年度までは非常に低い水準で推移していましたが、12年度から数値が上昇し、全国平均を上回ることが多くなっています。

17年度の数値自体は必ずしも異常に高い水準にあるわけではなく、また、今後の村債償還額の見通しなども考慮すれば、直ちに問題であるという状況にはありませんが、公債費負担比率等の他の指標を鑑みれば、慎重な財政運営が必要と言えます。



注)「全国市町村平均」は加重平均であり、特別区を含み一部事務組合・広域連合を含まない。

(5) 実質公債費比率

実質公債費比率とは

実質公債費比率は、18年度から地方債が許可制から協議制に移行するのに伴い、新たに導入された地方債協議・許可の制限に係る指標です。従来の起債制限比率に一定の変更を加えたもので、標準財政規模等に占める実質的な公債費（地方債元利償還金のほか、公営企業会計の公債費に充当した繰出金、一部事務組合の公債費に係る負担金等公債費に準ずるものを含む）の割合の3カ年平均値を示したものです。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（普通会計元利償還金・準元利償還金の充当一般財源 - 交付税措置のある元利償還金）}}{\text{（標準財政規模等 - 交付税措置のある元利償還金）}} \quad \text{の過去3カ年平均}$$

18%以上の団体は、「公債費負担適正化計画」を策定し、起債に当たって引き続き許可を要することとなります。25%以上になると一定の地方債の起債が制限され、35%以上になるとさらに制限の度合いが高まります。

実質公債費比率の状況 ～16.0%で起債の許可は不要～

17年度の実質公債費比率は16.0%で、本村は18年度の起債に当たって県の許可を必要とせず、協議でよいこととなります。

栄村周辺市町村等の実質公債費比率

(単位: %)

市町村名	実質公債費比率	備考	市町村名	実質公債費比率	備考
栄 村	16.0		根 羽 村	21.7	要許可団体
中 野 市	13.6		下 條 村	5.2	
飯 山 市	19.4	要許可団体	泰 阜 村	28.2	要許可団体
山 ノ 内 町	20.2	要許可団体	南 木 曾 町	22.4	要許可団体
木 島 平 村	19.7	要許可団体	王 滝 村	33.3	要許可団体
野 沢 温 泉 村	15.8		朝 日 村	22.4	要許可団体
長 野 市	16.9		筑 北 村	21.8	要許可団体
松 本 市	12.7		小 谷 村	21.1	要許可団体
川 上 村	10.1		小 川 村	21.5	要許可団体
軽 井 沢 町	6.6		上 越 市	15.8	
原 村	17.7		十 日 町 市	21.7	要許可団体
辰 野 町	24.2	要許可団体	湯 沢 町	7.6	
清 内 路 村	22.4	要許可団体	津 南 町	15.0	

3 村債と基金の残高

(1) 村債残高

公債費は既に14年度にピークを過ぎていますが、村債残高についても10年度をピークに順調に減少し、17年度は前年度より5億7,683万円減の42億3,301万9千円となっています。公債費は19年度にやや増加し8億円程度になる見込みですが、19年度以降毎年度1億3,000万円程度の起債を行っていくと仮定しても、今後の公債費は大きく減少を続ける見込みで、村債残高も大きく減少していくものと想定されます。

(2) 基金残高

基金残高は、これまで庁舎建設基金や減債基金の取り崩しなどで13年度から減少が続いていましたが、17年度は1,798万2千円増え、7億5,258万5千円となりました。このうち、財政調整基金の残高については、歳計剰余金1億300万円の処分により2億8,225万2千円まで回復しました。

